

平成 21 年度第 18 回税制調査会

日 時：平成 21 年 12 月 3 日（木）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

ただいまから、第 18 回目になりますけれども「税制調査会」を開会したいと思います。まだすべての副大臣がお見えになっておりませんが、時間がまいりましたので進めたいと思いますし、場合によっては、来ておられないところは後回しにしながら進めていきたいと思います。

本日は、要望項目の二次査定案と、昨日の主要事項の積み残しについての論議を行いたいと思います。

一次査定案までに処理が終了している項目については、わかりやすいように見え消しがしてあります。これまでの精力的な調整と皆さん方の御協力で、ほとんどの項目についての処理の方向が固まりつつあります。改めて感謝を申し上げたいと思います。

本日は、二次査定において D 判定となった項目を中心に議論を行い、来週早々には最終処理案をとりまとめたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、お手元には先週御説明した要望にない項目などの資料もお配りしております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、カメラさん、よろしくお願ひいたします。

（カメラ退場）

○峰崎財務副大臣

二次査定案の審議に入ってまいります。まず、経済産業省から入っていきたく思ひますが、経済産業省の要望項目に対する査定案につきまして、まず古本政務官から説明を行いたく思ひます。地方税については、後ほど小川政務官から各府省分をまとめて説明いたします。

そういうやり方で、よろしゅうございますか。

○小川総務大臣政務官

最後まで残らなければいけないんですか。

○峰崎財務副大臣

まだ継続して審議するものがありますから、残っていただくこととなります。てきぱきと要領よく説明を行いたく思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、古本政務官、よろしくお願ひいたします。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。政務官の古本です。

それでは、経産省分でございますが、懸案となっておりますものに絞って御報告

します。

12 番の自動車関係税制の特例措置であります。これは新たに 2.5 トン以上、3.5 トン以下の間のカテゴリをつくっていくということですが、暫定税率全体の議論がまだ全体が見えておりませんので、引き続き E とさせていただきたいと思っております。

15 番の試験研究費でございますけれども、厚労の部分でも申し上げますが、増加型、高水準型を含めて A といたしたいというふうに最終決着をしたいと思っております。

16 番の中小企業投資促進税制でありますけれども、こちら中小企業全体に、今、与える影響ということ、景気へのマイナスの影響ということ、更に補正を組もうとしている現下の情勢、あらゆることを総合判断し、16 番と 17 番を併せて、これまで認められないと申し上げてまいりましたが、すべて認めるということにいたしたいと思っております。

19 番の情報基盤強化、IT 投資でありますけれども、こちらにつきましては中小企業に絞った形での別途対応ということで、今限り 19 番を廃止したいという立場は譲れないと思っております。その分、中小企業の基盤強化税制などがございますので、そこへの統廃合も含めて中小の IT 投資を残した形での枠を考え直したいということでございます。

23 番の産活法であります。減税上限額を設定した上で 2 年の延長を認めたいと思っております。

24 番の中小企業の事業再生であります。こちらにつきましては、雇用継続要件を新たに設定していただく、更には旧会社の消滅を担保する方策等の構築を条件に 2 年の延長を認めたいということでございます。

28 番以下、ナフサ関連の石油石炭税でございます。揮発油税については、このたび期限の到来を迎えていなかった、つまり期限の定めのない措置でありました。他方、この石油税については、輸入の際の免税と国産品の還付ということで課題を提起し、これまで現地調査も含め、経産省の方と随分議論を重ねてまいりました。

石油化学製品製造用輸入ナフサの免除・還付の延長要望につきましては、今般の議論におきましては、お手元の資料では P の記号という形になっておりますけれども、本日行われました副大臣級の随時調整の結果、本措置につきましては地球温暖化対策の観点、これは農水副大臣からも御提起をいただきました。重い提起だったと思っております。更には国際競争力の実態、これは経産省側から随分、訴求点としてちょうだいしました。更に、この 1,000 億に上る減税の効果という意味では、この制度を導入した当初の設定理由と今日的な評価という意味で、これは課題の提起を私どもからさせていただきました。

こういった観点を含めまして、引き続き検討してまいらなければならないと思っております。今回の改正につきましては延長を認めるということにしたいと思っております。なお、互いに引き続き検討する価値のあるテーマであろうかというふうに承知をいたしてお

りますので、扱いについては大綱の中で付記してまいる方向で調整を図りたいと思っておりますので、さらなる議論を今後とも深めてまいりたい。このように思っております。

経産省につきましては、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣、今、一応、報告をした件について、もし何か間違っていることとか、あるいはこうではなかったのではないかということがあれば、ここは重要な点なので、お願いいたします。

○増子経済産業副大臣

結構でございます。副大臣折衝で決めたことですから。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

大変、今の景気状況で、我々としては中小企業のマインド問題を含めて少し配慮させていただいた。その中でも、ある程度、絞りができたと思っておりますので、本当に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、環境省はお見えになっていませんので、先に飛ばさせていただきます、国土交通省に入っていきたいと思えます。

それでは、古本政務官、よろしく申し上げます。

○古本財務大臣政務官

国交省は、1番の環境対応型海外建設プロジェクトは、引き続きGということであります。

2番の建設市場開拓型海外建設プロジェクトの促進税制であります、これはFということでございます。

13番の特定居住用財産の買換え特例であります、これは譲渡価額要件を別途設定した上で2年の延長で、A判定で認めたいと思えます。2億円を超える場合は除くという、かつてあった要件でありますけれども、このたび設定し、2年の延長をいたしたいということでございます。

22番の相続時精算課税の非課税枠500万円を引き上げるという要望であります、こちらにつきましては(1)の住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の要望と併せて、現在、最終調整に入っておりますので、今日の時点では留保という形にいたしたいと思っております。

34番の外貨埠頭であります、こちらにつきましては23年度以降に議論をするということで、少し議論はしたいということで、G判定といたしたいと思えます。

35番の関西国際空港でありますけれども、非課税措置を軽減措置に変更した上で1年の延長ということで、A判定で認めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

国土交通副大臣、どうですか。

○馬淵国土交通副大臣

ありがとうございます。副大臣折衝をさせていただきまして、御理解・御了解いただけたものと、残念ながら今回もまだ留保というものが1件ございますが、これは引き続き要望させていただきたいと思っておりますので、大臣協議ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。

そのほか、もし皆さん方でそういう変更に対して理解できないとかいろいろあったら、いつでも御指摘ください。自由に議論いたしますので。

よろしゅうございますか。

社民党の方もよろしゅうございますね。

○近藤社会民主党政務審議会長代理

はい。

○峰崎財務副大臣

是非、言ってください。

それでは、その次は文科省になりますか。文科省について、古本政務官、よろしくお願いいいたします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

4番の高等学校等の就学支援金、今、制度設計を見極めるまでということこれまで留保してまいりましたが、これは所要の制度が確定されるということをお前提に非課税ということをお認めをいたしたいということで、A判定にしたいと思っております。

6番のオリンピックメダリストでございます。この件につきましては前回もこの場で議論をさせていただいたわけですが、現在、JOCからの報奨金の金メダリスト300万円以下の非課税枠にならば、各競技団体から交付される金品について、JOCからの金額と平仄を併せ、金メダル300万、銀メダル200万、銅メダル100万、その枠でこのたびは新たに非課税枠を設定したいと思います。

このことについては文科副大臣から、若い子たちに、一流のプレーヤーになればそういうインセンティブもあるんだ。そういうことを夢に頑張っていくんだということも、是非、議論すべきではないかという課題提起をいただきました。このことについては大変建設的な御提案だと思われましたので、極めて悩んだ判断でありますけれども、この枠を新たに設定して、都合600万円の非課税枠になるということを設定することを、ここに回答申し上げる次第でございます。

その際に、JOCの報奨金と併せまして、この際、本法化を図りたいと思っておりますので、そのことについても、ここに御提案をさせていただきます。

○中川文部科学副大臣

1 番はどうですか。

○古本財務大臣政務官

1 番の寄附税制で課題の提起をいただいておりますが、最低寄附額の 5,000 円を更に引き下げて、2,000 円にということでありました。こちら、税による制度がないことによって寄附をしないのか、それとも、私たちの中に、日本の社会の中に寄附の文化がないのか。これは哲学的な議論を含め、各般にわたって議論を重ねてまいりましたが、この際、文科副大臣からの、これも日本の社会公益・市民公益のありようを一から議論したいという大変大きな提起をいただいた中で、思い切って寄附の下限を 2,000 円に引き下げてまいりたいと思います。

その上で、本当に寄附の効果が上がるのかどうか、これも含めて来年度以降に設定を予定しております市民公益税制全体の P T の中で大いにその検証も図ってまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

副大臣、何かございますか。

○中川文部科学副大臣

いろいろ御理解をいただいてありがとうございました。

以上です。

○峰崎財務副大臣

私が尋ねるのもおかしいんですが、先ほどのオリンピックの関係のところは本法化と言いましたね。どういう法律ですか。

本法というものは法律でしょう。何か法律の体系がないのではないかというようなお話があったんですけども、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

これは現在、J O C のことについては租特で対応しているんですけども、そのことを今回、パラリンピックの方からも本法化の要望が出ておまして、これを担ぐように法体系全体を整理していくという御議論なんです。それで、所得税法の中にそれを入れていくということでもあります。

○峰崎財務副大臣

わかりました。

○古本財務大臣政務官

今でも第 9 条の中に幾つか整理をしているものがあるんですけども、その中に少し整理を加えていくということになっております。

○峰崎財務副大臣

ですから、租特ではなくて、本法に入れてしまうということですか。そういう理解でいいですね。

○古本財務大臣政務官

はい。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

皆さん、何かございますか。

なければ、続いて農林水産省の方に移りたいと思います。古本政務官、よろしくお願いたします。

○古本財務大臣政務官

続いて、農水省でございます。

13番の食品リサイクルについては、D判定というふうにしたいと思っています。これは対象実績が依然としてわずか1件ということもありますし、Dということにしたいと思っています。

16番のA重油でございますけれども、予算措置、歳出との関係を少し整理いただくということを投げかけていました。また、副大臣からの御返答を現在お待ちしているという状況でありますので、今日の時点ではCというふうにいたしたいと思っております。

農水については、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣、いかがですか。

○山田農林水産副大臣

いわゆる古本さんの指摘しているところの省エネというものは、政策目的が少し違うので、省エネは図らなければいけないので、そのための助成金なので、全体の歳出で考えられないかという検討をしているところなんです。もう少し、今の時点でまだなかなか非常に厳しいので、何とも言えないところですが、このまま今回認めないということになると大変なことになると思っています。ですから1回、もう少し私の方の整理がついたら相談したいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、今日、明日中に調整をするということで。

○山田農林水産副大臣

この前、卸売市場の話をしたと思うんですが、これは地方税の方ですね。

○峰崎財務副大臣

地方税は後でやります。

それでは、農水の関係で、皆様方よろしゅうございますか。

今の点について、後日、今日、明日のうちに調整をできるようにしたいと思っています。

すみません、環境省さんは後でまいりますので、総務の方に移っていきたく思います。

それでは、総務の方に対して、古本政務官、よろしくお願いたします。

○古本財務大臣政務官

7番のいわゆる郵便貯金銀行及び郵便保険会社の郵便局会社への業務委託で、その際の消費税の話でございます。副大臣級折衝で、一部の地域に限っての適用ということはどうか。過疎地域に絞っての適用という御議論も新たにちょうだいいたしました。消費税の課税の根本的な考え方から、これは極めて抵触をするという判断から認められないという立場は譲れないということで、Dでございます。

8番の過疎法関連であります。こちらにつきましては対象事業からソフトウェアを除外していただく。更に、拡充要望を見直していただくということの条件を付して、1年の延長を新たにお認め申し上げたいということで、Aにいたしたいと思えます。

総務については以上です。

○峰崎財務副大臣

副大臣、いかがですか。

○内藤総務副大臣

過疎に関してA評価をいただいたことに対して、大変感謝を申し上げます。

ただ、郵政の話はまだ引き続き、いろいろ意見交換をさせていただければと思えます。

○峰崎財務副大臣

今、ありましたように、国会の附帯決議がついた経過もありますので、これは私どもも協議は継続してやっていきたいと思えますが、現時点における判定はこういことで、またこれをどうするかということで引き続き協議したいと思えます。

○内藤総務副大臣

よろしくお願いたします。

○峰崎財務副大臣

そのほか、皆さんの方からございますか。1つ、郵政のところだけ残りましたけれども、また引き続きということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、次は厚生労働に行きます。

○古本財務大臣政務官

厚生労働省は、1番から4番までは関連する、子ども手当に係る非課税及び差し押さえ禁止措置の創設以下でございます。これは法整備を大前提に、すべてAでお認めを申し上げたいと思えます。

16番のR&Dの増加型、高水準型の中で、特に高水準型であります。先ほど申し上げました、率直に申し上げて、大手では製薬会社10社が使っておられる租特でありますけれども、現下の情勢、更には行政刷新会議等々でのいわゆるR&D分野でのい

ろんな御意見もある中で、この高水準型につきましても2年の延長をすることとして、思い切って判断したいと思います。先ほど申し上げたとおりでございます。

26番のパラリンピックのメダリストの方々への非課税措置、こちらは現在もあるんですけれども、租特の方から本法化という要望をいただいておりますが、併せて本法化をいたしたいということで、Aというふうにいたしたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

私の方から少し付け加えますが、例の高水準型は、実は昨年入ってまだ1年目ということで、これは判断するにはやはり早過ぎるということで、その経過を見ていって、今後、検討していこうということでございますので、事実上、Aになった根拠というのはそういうところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

厚生労働副大臣、いかがでございますか。

○長浜厚生労働副大臣

特にありません。

○峰崎財務副大臣

皆さんの中からございますか。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。厚労の次は金融庁ですか。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

金融庁は、1番の損益通算の話であります。お認め申し上げるといふふうにしたと思います。

2番の日本版のISAの話です。少額上場株式等投資で、こちらにつきましては平成21年の税制改正大綱、これは閣議決定に基づく前政権の話でありますけれども、非課税口座の開設期間を制度の施行の日から5年間、年間投資額を100万円、合計500万円という整理の中で来ておりました。それで、上場株式等の20%本則税率が実現する際に導入することとされておりました。

このことを踏まえつつも、この非課税口座を開設できる期間を3年間、年間投資額を100万円とした上で、24年の20%本則税率化に併せて、その際の激変緩和も含め、市場のニーズに応えるという総合判断で、かつ、その3年を少しトライでやってみるということも含め、Aとして判断したいということでございます。

13番の特定目的会社関連であります。国交省所管でありますけれども、こちらにつきましては、金融庁関連で申し上げますと、この軽減税率について段階的に少し引き上げていくという上で、3年の延長を判断したいと思います。

なお、副大臣折衝でも申し上げましたが、検証期間を1年ということに設定いたしまして、SPCが取得する場合のこの部分に限ってでありますけれども、抵当権設定の段差がどうなっているか等々を少し検証する期間を与えていただきたいと思います。お

りまして、このSPCが取得する指名金銭債権に絞っては1年ということで、一度、互いにその効果を検証し合いたいと思っています。

更に、20番の火災保険等の異常危険準備金の積み立てでございます。こちらにつきましても随分議論をしてまいりましたが、条件を付けることを前提に3年間の延長といたしたい。A判定としたいと思います。

金融庁につきましては以上です。

○大塚内閣府副大臣

ありがとうございました。折衝の結果を踏まえていただいて、感謝しております。

○峰崎財務副大臣

私の方からISAのところなんです、これは実際に、やはり1回やってみる価値はあるかもしれない。その間、5年間で500万というのを、少しスケールを小さくしてもらって、まず、その実際を見てみよう。ビギナーが入っていくことが本当にうまくいき始めれば、それはそれで一つの効果があるので、そこら辺を検証するには、やはり少し期間を短くしてやっていただきたいということで了解をいただきましたので、そういう意味で御承認いただきたいと思っています。

それでは、次は内閣府ですが、内閣府はおられませんので、環境省に戻りましょうか。

まだやっていないところは、国土交通省はもう終わりましたか。財務省と防衛省ですから、財務省は残っていますね。

○古本財務大臣政務官

いや、もういいです。

○峰崎財務副大臣

ないですね。

それでは、環境省の方に戻りましょうか。

○古本財務大臣政務官

お待たせしました。環境省でございます。

4番のPCBの新たな設備投資でございますけれども、1年延長ということを経験的にA判定でお認め申し上げたいと思います。アスベストも併せてでございます。

7番の国立公園特別保護地区の民地を持っておられるケースの話でございますが、このたび取り下げていただいたということでもありますけれども、御省の方で自然公園法の改正も視野に真摯な御議論をいただいておりますので、また機会が到来すれば改めて議論をさせていただきたいと思います。自然公園については、その政策の目指すところは何ら異論のないところでございます。

○峰崎財務副大臣

いかがでしょうか。

○田島環境副大臣

結構です。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

環境省につきまして、何かございますか。

環境省に関しては、ありませんね。

そのほか、今日お見えになっているところではすべて終わりましたね。

財務省も前回終わっていますね。地ビールのところです。

あと、そのほかはないですね。

○古本財務大臣政務官

ないです。

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省関係は終わりましたので、今度は地方税の関係です。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

大綱に盛り込むべき検討課題という形の中で、今後幾つか出てくると思うんです。我が省としては、国税の10番の(1)の信託を利用した事業承継については、時期を空けずに平成23年度改正に向けて継続検討されることが不可欠だというふうに認識しておりますので、大綱上、これを検討項目として明記をしていただきたいということのを要望申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

テイクノートしました。ありがとうございます。

それでは、地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税は件数が限られておりますので、恐縮ですが、まとめて発表させていただきます。

まず、経済産業省関連ですけれども、2ページの16番、太陽光発電設備に係る特例措置でございますが、協議の結果、今回はD判定を維持させていただきます。

4ページの29番、廃棄物再生処理用設備の関連でございますが、一部、特例を縮減の上、延長をさせていただきたいと思っております。

国交省関連で、13ページの19番、航空機関連の特例措置でございますが、一部拡充・延長の取扱いとさせていただきます。

15ページの37番、JR貨物の関連特例でございますが、一部縮減の上、延長とさせていただきます。

16ページの50番、トラック協会の交付金でございますが、暫定税率との関係がございますので、引き続き、協議をさせていただきます。

文部科学省の関連で、19ページの1番の図書館、博物館関連、民間団体の部分に対する特例でございますが、今回は協議の結果、御要望の取り下げをいただきました。

○中川文部科学副大臣

違います。

○峰崎財務副大臣

それでは、後で。

○小川総務大臣政務官

済みません。それでは、ひとまずこちら側の整理でございますが、内閣府の関連で、33ページの2番、PFIの関連税制で、延長をさせていただきますけれども、今回限りということで合意でございます。

3番の地震防災対策用資産の特例措置で、同様に延長を合意いたしました。今回限りということでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

今、文科副大臣の方から違うという話がありましたが、これはどの点がどう違うのか、少し説明をお願いします。

○中川文部科学副大臣

これは引き続き協議で、今回の税制改正ではこれを実現するということではなくて、ここで議論になったような話を引き続き協議しながら来年度に継続していくという意味なんです。ですから、これは取り下げる、なかったことにしてくれという話のFではないんです。

○渡辺総務副大臣

昨日、直接会わないで、電話でお話しした件なので、少し行き違いがあってもいけませんけれども、要は来年度は。

○峰崎財務副大臣

Gですか。23年度以降検討課題ですからね。

○渡辺総務副大臣

来年度、もう1年かけて結論を出しましょうという話だったんですね。ですから、Gですか。

○峰崎財務副大臣

Gですね。

○渡辺総務副大臣

ごめんなさい。

○小川総務大臣政務官

わかりました。今年度に関してはひとまずお取り下げをいただき、来年度以降に。

○渡辺総務副大臣

ですから、今年度に関してはそういうことですね。

○馬淵国土交通副大臣

50 番の運輸事業振興助成交付金の継続ということでDということではありますが、これは引き続き協議をとということで要望をお願いしております。

○峰崎財務副大臣

今のは大丈夫ですか。

○渡辺総務副大臣

これは暫定税率を設ける引き換えに導入されたといういきさつもあり、暫定税率の行く末もまだわかりませんので、改めて引き続き協議をするということです。

○馬淵国土交通副大臣

どうもありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

まだありますか。

それでは、文科副大臣、先にどうぞ。

○中川文部科学副大臣

さっきの話ですが、25 年が公益法人の移管の最終期限ですね。そこまで待つのではなくて、来年度で決着をしましょうということを書き込んでもらうというようなことだったと思うんです。

○渡辺総務副大臣

来年度中に一定の成果といいますか、結論を得るということですね。わかりました。

○峰崎財務副大臣

それでは、農水の山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

地方税の 16 番の中核的卸売市場で、これはちょうど今、W T O で赤松大臣が海外へ行っておられますが、向こうからも連絡があって、是非、これは1年の延長ではなくて、2年にしてもらえないかという、この前、佐々木政務官が言ったと思うんですが、これは何とかありませんか。

○小川総務大臣政務官

昨日も佐々木政務官からお話をいただきました。それで、もし、どうしてもということであれば協議の余地がないではないと思いますが、済みません、ここは大事なので、これは一定の手続に従って協議を進めてここまで来ておりますので、もし、そういうことで省内での優先順位、いろんなこととの関連で、これはどうしても省内の優先順位が高い、あるいはこちらはそうでもない、いろんなめり張りをつけた判断でここまで来ておりますので、もし、それをさかのぼってということであれば、そこから改めて議論はさせていただく必要が出ますので、そこは御了解をいただいた上でということになるかと思えます。

○峰崎財務副大臣

それでは、これは引き続き、今日、明日のうちにまた随時調整チームで。

○小川総務大臣政務官

いえ、そこは省内で御議論いただいて、結論をいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

農水省の方でということですね。

○山田農林水産副大臣

省内で議論というと、地方税についてですか。

○小川総務大臣政務官

はい。私どもとしては、それは全部やれば一番いいわけです。気持ちから言えば、あらゆる御要望をお受けしたいですし、そういう前提に立って議論をさせていただきますが、一方で、この間、長らく続いてきた租税特別措置を整理していくという中で、の折り合わせの議論をずっとしてきたわけでございます。

○山田農林水産副大臣

折り合わせという意味では、私ども農水省は新規の要望はせずに、かなり最初の段階から10億近いものやっておりますし、省内でかなり折り合わせをしてきたつもりですが、更にと言われると、それは困りますね。

○小川総務大臣政務官

それは各省、本当に努力をいただいた上でここまでまいっておりますし、もし、そういうことであれば、省内での優先順位を改めて御検討いただくということは前提にしませんと、これもあるルールの中で協議が進んでおりますので、そこは改めて御検討いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

今のやりとりだけで私たちはなかなか真意がつかめないところがあります。

○山田農林水産副大臣

私もよく理解できないんですが、いずれにしても、大臣が帰ってきたら、もう一回、この問題は相談したいと思っています。

○峰崎財務副大臣

いつ、お帰りですか。

○山田農林水産副大臣

今日帰ってきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、今日、明日ぐらいのところで農水副大臣とも折衝していただいて、調整していただきたいと思います。

経済産業副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

先ほど国税でお願いした大綱に盛り込むべき検討課題として、8番と9番の電気供給業とガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更も、是非、検討項目に明記して

いただきたいというふうに要望申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

これは、いわゆる大綱の中で継続して協議をするということを入れておいてくれるというお話ですか。

○増子経済産業副大臣

そういうことです。

○峰崎財務副大臣

それは、そういうことでよろしいですか。大綱の中で、8番と9番ですね。

○増子経済産業副大臣

そうです。大綱をつくるでしょう。

○峰崎財務副大臣

これは、今は外形になっているんでしょう。それを変えてくれということですね。

○小川総務大臣政務官

過去の大綱との兼ね合いがあるとお聞きしておりますので、そこをよく研究させていただきます。

○増子経済産業副大臣

何も問題ないですから、大綱に明記することですから、それは研究しなくても大丈夫です。

○峰崎財務副大臣

これは恐らく、公益に近い事業体における価格というものに対して利潤との関係で、おそらく、そこはかなり外形の問題で長い間議論したことがあるような気がするんです。

それでは、これは大綱に書くということによろしいですね。

○増子経済産業副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

それでは、文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

すみません、うっかりしていたんですけれども、P F Iの関係は共通項ですから、そのように解決しましょうという話だったんですけれども、Fという印が付いているんですが、これは取り下げたわけではなくて、共通項だからという形だったんですけれども、この決着はどうなったんですか。

○峰崎財務副大臣

地方税ですね。

○小川総務大臣政務官

主要官庁が内閣府ということで協議をさせていただいたということですね。

○中川文部科学副大臣

そうです。

○小川総務大臣政務官

5年間の延長をさせていただきます。

○中川文部科学副大臣

それでは、これはAですね。うちの国立大学だけ、そこから落ちているという話ではないですね。

○峰崎財務副大臣

それはいいです。横ぐしは同じですからね。

○小川総務大臣政務官

それはいいと思います。

記号がFになっていますか。

○峰崎財務副大臣

それでは、後で訂正してください。PFIは横並びですからね。

○小川総務大臣政務官

失礼しました。

○峰崎財務副大臣

それでは、二次査定に対する一応の審査はこれをもって終わりたいと思いますが、まだ少し残っておりますけれども。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

今、座長とりまとめの話を折って恐縮です。中川副大臣、是非、オリンピックな話の中でも実は相当議論したんです。私も依然として率直に言えば、やはり中にはミリオネアになるのを目指し、少年少女が明日のアスリートを目指して頑張っていくというのは、非常に私もそこには共鳴いたしましたので、是非ぶら下がりでも何でも結構ですから大いに宣伝していただいて、非課税枠を広げるということは、すごいことだと思います。是非そういうことにつなげていただきたいと思います。

○中川文部科学副大臣

清水の舞台から飛び降りてくれたんだものね。

○古本財務大臣政務官

夢を語ろうよということに共鳴したということですね。

あと、事務的な話にまた戻ってしまうんですが、金融のところ、大塚副大臣よく御理解いただいていると思いますけれども、認めますという、損益通算の話ですけれども、その中で公社債の課税方式こちらについてはもう話し合っているとおりでありまして、23年度改正に向けて、今回の22年税制改正大綱の中で書き込んでいくということでもあります。よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、以上で二次査定について、一応終わりたいと思います。

それでは、昨日にずれ落としてしまった国際課税から議論していきたいと思います。

古本政務官、国際課税について内容の説明をお願いします。

○古本財務大臣政務官

それでは、昨日の資料に戻っていただくこととなりますが、横書きの資料で、お手元にごさいますでしょうか、国際課税というものでございます。

国際課税は、大きく3つの論点がございまして、1つは移転価格税制でございます。こちらにつきましては、現行の推定価格税制ということでありまして、価格の算定に必要な文書についてその範囲を法令により明確化したいと思っております。これにより、本国の会社と海外現法との移転価格について税務当局が価格を判断する際に、執行の透明化・明確化の観点から非常に便益が向上すると思っております。

2点目が、税の情報交換ネットワークの拡充でございますけれども、こちらにつきましては、外国税務当局との情報交換でございます。これを充実させてまいるわけですが、その情報提供の根拠規定を設けたいということでありまして、併せて守秘義務との関係も整理するというところでございます。これは具体の法整備を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後が、適切な課税・聴取のための措置ということでありまして、こちらはクロスボーダーの取引が増えていく中で、非居住者の適切な課税の確保という観点で、国外資産等に係る情報の的確な把握についても併せて行えるよう、具体の方策について検討してまいりたいと思ひます。

なお、パイロットの方も、非居住者パイロットの方の国内法人からのフィーへの課税ということの議論もこの際提起させていただきましたけれども、今回については、このことについては、更に検討を深めるということにとどめたいと思ひます。

国際課税については、以上です。

○峰崎財務副大臣

何か御質問、御意見ございませうでしょうか。なかなかなじみのないところなんですけれども、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、国際課税については、終わりました、続いて資産課税に移っていきたく思ひます。古本政務官の方から、まず、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

資産課税でございます。これはとりまとめの方向性の案ということで記載してございませうけれども、御案内のとおり、相続税につきましては、バブル期における地価の高騰を踏まえまして、累次にわたって基礎控除の引上げを行ってまいりました。更に、

小規模宅地等の課税特例ということで、拡充を行ってまいりました。最高税率の引下げを含む税率構造の緩和をしてきたわけでありまして、このことによって、近年地価が下落しているにもかかわらず、基礎控除については引き上げたままということになっておりますので、結果として、資産の再分配機能あるいは財政の財源調達機能が低下しているということは、この場でも何度も御説明してまいりました。資料も付いております。1ページの資料もまたごらんをいただいております。

ピーク時に約3兆円あった資産税収は、現在、1兆5,000億円まで落ち込んでございます。金融資産増加等によりまして、これまでの資産課税といったときに、不動産から金融資産というふうにもそのボリュームも変わってきております。こういった状況を放置するということは適当ではないという判断に至りまして、更には格差が固定化しない社会の構築という観点から、課税ベース、税率構造等を見直してまいりたいと、方向性として考えてございます。

その際、相続税の補完税という性格を踏まえまして、贈与税の在り方も検討してまいりたいと思っております。本格的な見直しの時期については、今後、幅広い観点からの御議論で23年度改正以降としたいと思っておりますが、本年度改正の中で是非着手したい点につきましては、過般、御案内いたしましたとおり、小規模宅地等についての事業の継承並びに実際に居住の継承をしているということを経済条件に、きちんと、今はその事実はなくとも、一律50%ということになっておりますので、少しその部分を課税の強化をしたいという提案でございます。

○峰崎財務副大臣

資産税でございますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○山田農林水産副大臣

課税方式が変わるのではないかとということで、実はかなり心配しているところが1点あるんですが、いわゆる林業の場合に、どうしたって70年から80年の材を切り出すという形になっておりまして、その間に必ず相続はされるわけですが、農地等々については、いわゆる相続分についての猶予みたいな制度があるんですが、林業についてはそれがまだ整備されておりませんで、今回出すつもりだったんですけども、新規のいわゆる特例措置の要望をしなかったのも、もし、これが今までどおりの法定相続分ならまだしも、いわゆる実際の相続分でやると、山の場合に、相続人がすべての山を受けるような形になっているんですが、大変な税金になって、林業そのものがやっていると、いろいろなことをいろいろ要望を受けておりまして、そういう意味では、この課税方式をやる前に、林業の分については少しきちんと、ほかの農地と同じような相続分についての整理はしておかなければと思っております。そこの配慮をお願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

課税方式の変更については、今回、あまり議論しなかったんですが、その辺りは分かりますか。

○古本財務大臣政務官

今、御案内のとおり、所得税の類型の中に、山林所得という類型がございます。投資していった、それを実質的な何分の何乗みたいな形で、林業については、少し整理していると思えますけれども、今回の相続税の資産税の議論に、中心で今回課題提起させていただいたのは、ずばり都市部の地価高騰時の、その際の評価が、今、下落している中で控除を拡大してきたことについては、むしろ逆ではないかということで、併せて控除を圧縮した方がいいのではないかと、そこの議論の中を中心に整理してまいりましたので、今、副大臣が御指摘の林業家における都市相続の在り方というのを、所得税の類型の所得類型の中に山林所得という別枠もあります。この概念とも併せて、常に相続税、資産税については所得税と恐らく平仄が合ってくると思えますので、別途で研究を深めてまいりたいと思えます。

○山田農林水産副大臣

是非御配慮いただいて。

○峰崎財務副大臣

ちょっと補足しますと、これは今から何年か前だと思いますが、まだ民主党の古い税制調査会の際に、要するに、関東平野の里山の荒廃が非常に進んでいると、これは相続税で非常にかかってくるものだから、その里山を切り出して売ってしまうということが多くて、里山保存というのでこれはかなり環境というものを意識して、相続税対策をちゃんとしてくれというのが出たことがありますので、今、御指摘のところを含めて、相続税、林業あるいはそういう里山の保存みたいなものをどうするかということについては少し議論した方がいいと思えます。

○山田農林水産副大臣

農水省の中でも、来年、税制についての。

○峰崎財務副大臣

検討をされるわけですね。それでまた要望などを出していただきたいと思えます。

○山田農林水産副大臣

はい。要望出したいと思えます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

是非、来年改要望で出していただいて、前向きにいい答えが出るようにしたいと思っていますので、林業家の皆さんを涵養していく、それを承継していただくというのは、今、国家的な課題だと思っていますから、是非出していただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

それでは、内閣府の大塚副大臣。

○大塚内閣府副大臣

この資料編の方の3ページに、事業用宅地、居住用宅地に分けて書いてあるんですけども、そうすると今のお話だと、例えば、事業用宅地の事業継続の場合の減額割合を、つまり引き下げる方向でということですか、そういうことですか。

○古本財務大臣政務官

そうです。居住、非居住とそれぞれ入っておりますけれども、仮に、前回ここで御紹介したんですけれども、区分所有権なんかで、マンションで、例えば、部屋が3つありますと、そのうち相続の対象になっているところが、例えば居住であって、この居住の場合の割合を受けた場合、例えば居住用宅地であれば、80%適用を受けたある部屋は、ところがその兄弟や親は、そこは非居住であった場合でも、80%が適用されているんです。そこを少し整理していきたいということなどを少し考えています。

○大塚内閣府副大臣

居住用のところは、あまり意見はないんですが、事業継続の場合の事業用宅地、これは適用対象面積が、今だと400平米、100坪ちょっとです、これは昨日来の中小企業の議論と同じ次元の話だと思うんですけれども、今日ここに至るまで、中小企業としてやってきている企業というのは、この20年間の景気の変動に対する耐性、耐える力で大変頑張ってきた企業なんです。ぼちぼち後継者もいなくて、どうしようかというふうにみんな悩んでいるときに、でも、息子がサラリーマンを辞めて引き継ごうかといってくれているけれども、厳しいのによくそんな決断をしてくれたなという人も中にはいる中で、この事業用のところを今回、相続税全体についての見直しと哲学はわかるんですけれども、ここは扱い方を間違えると、もうこの際、たたもうかということのトリガーになる話というのは結構たくさんあるような気がするんです。ですから居住のところはそうは思わないんですけれども、事業用のところはよく考えた方が、考えた方がというのは、この方針そのものを否定するわけではないんですが、よく検討した方がいいのではないかという気がします。

○古本財務大臣政務官

大変恐縮なんですけれども、本当は前回入れた資料の方が、本当はわかりやすかったんですけれども、今、御懸念のまず面積要件については、現在、事業用であれば、最大で400平米まで入るわけです。この面積要件までは今回はいじりません。この50%というものが、今、事業非継続でも50%引かれるんです。継続しなくてもです。ですから、ここがどうなんだろうということ。

○大塚内閣府副大臣

非継続なら、私は、特段今回意見を言いませんが、継続の場合です。継続の場合でも課税強化するということになるのと、だったらもう事業をやめてしまおうかという方

向にならないかと、後で事務方が首を振っておられますが、何か意見があれば是非。

○増子経済産業副大臣

実は、事業承継税制をつくったときに、その根拠が80%になったんです。それはこの土地の400平米の80%が根拠になっているんです。ですから、もしこの土地の面積は変えないけれども、ここの税率を変えるということになれば必ずそちらにも、波及してくるのではないかという心配をしていますので、むしろ我々は事業承継については、100%求めていたんですが、土地が400平米で80%だから、それに合わせてということの根拠で、ある意味では押し切られた部分がありますので、私もそういう意味では事業承継の件で、これはやはり大塚さんと同じ意見でいきたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

今日の資料の3ページをちょっと見ていただきながら、今日は紙が入っていないので申し訳ないですが、描いていただきたいんですが、現在、事業用で、非継続の方でも200平米で50%マイナスなんです。これは倒すこと、これは非継続ですからいいですね。

他方、事業を継続していただいている方については400平米、80%、これは残しません。触りたいですけれども触りません。何せ事業を継続していない人まで50%引いているというのはおかしいですから、そこを触らしてください。居住も、現在、居住継続なさっている方、240平米並びに80%マイナス、これは残しますから、他方で、非居住なのに50%、先ほど申し上げたような、例えば区分所有権何かは、あり得ると思うんです。マンションごと相続したような場合、そういうことについては少し倒させていただく、こういう整理です。

大塚副大臣御懸念の事実、今、御商売なさっている人については、多分、都市部を中心に、駅前の商店でビルを持っているようなオーナーの方ですと、多分400平米、80%というので随分助かっておられる方があると思うんです。その実態もよく見ながら、23年度以降の改正で議論したいと思っております。

○中川文部科学副大臣

さっきの話とも関連するんですが、ここで注目しておられるのは土地について中心に注目されているんですけれども、事業承継も、法人成りして土地も例えば、株式という形に変えて、株式の評価額でもって、それが評価されて事業承継していくときに、一度見直しがあったということは理解しているんですけれども、それでも非常に厳しい、将来上場していくようなことを目指していくような会社と、そうではなくて、法人成りましたけれども、代々受け継いで行って小さく商売をし続けていくというような、そういう前提で運営していく中小企業と、こういう質の違いというのが1つあって、それを幅広く見ていくような事業承継の在り方というのは、どういうことなのか、そういう観点も必要なのではないかと、商売を始めるという、いわゆる実業家マイン

ド、前にも言ったけれども、醸成していく中で日本型としてはそういうのも大事なんではないか、全部が上場という話でないと、こういう話とか、それから、寄附金税制との絡みの中で、今、財団法人の決裁が上がってくるんですが、ほとんどが相続税に絡めて財団法人化して、それで運営していくとか、公益法人化して財団法人化していくという例が多いんです。

そういうことの在り方等も含めて工夫して、違った形で運営していくという在り方が今の形でいいのかどうかということも含めて、もう少し幅広く書きぶりを考えていただいて、来年に向けて、それをトータルに御議論していくということが必要なのではないかという感じがしていたんです。また、考えておいていただいたらどうでしょうか。

○古本財務大臣政務官

大所高所から御指摘ありがとうございます。ちょっと書きぶりを含めて研究してみます。

○階総務大臣政務官

今、るる御説明のあった小規模宅地等の課税の見直しなんですけれども、今日のペーパーには触れられていなくて、さっき口頭で御説明されているわけですね。私はもっと資産課税についてこういう要望にない項目とかの中で、こそっと見直しをするのではなくて、もっと正面から議論しなくてはいけなかったと思っているんです。

そういうところをちゃんと見直していけば、昨日問題になったオーナー企業課税のところとか簡単に、600億くらいの見返りのものが出てくると思うんです。何かこういうところにあまりスポットが当たらなかったというのが、私はちょっと納得がいかないとか、そういう感じがするんですけれども、どういう経緯で今回、資産課税についてあまり切り込んでいかなかったのかというのを御説明いただきたいんですけれども。

○古本財務大臣政務官

ただでさえ小川政務官が横で早く急げ、早く急げといつも言われるんですけれども、随分資産課税はやりました。恐らく記憶にとどめていただけるようなプレゼンテーションができなかった私の不徳のいたすところだと思います。

○峰崎財務副大臣

要望にない項目ではなくて、資産課税は単独で挙げてきていますので。

○階総務大臣政務官

小規模宅地とかの話は、要望のない項目に、なぜそういう扱いになったのか。

○古本財務大臣政務官

要は、増税してくれというのは、誰も要望しませんので、こちらから提案したということなんです。

○大塚内閣府副大臣

だから、歳入を確保しなければいけないということはよくわかるので。

○古本財務大臣政務官

これは歳入確保じゃないですよ。

○大塚内閣府副大臣

持論を申し上げて恐縮なんですけど、税の論理のために改正するのか、公平性という観点も含めて、経済的、社会的要請でやるのか、あるいは歳入の観点でやるのか、ですから、昨日の議論、まさしく今、階さんがおっしゃったとおり、何らかの理由で、改正しなければいけないのはよくわかるので、こそっとではないと思うんですけども、やはり明確に議論したいと思います。

例えば、その観点でいうと、資産課税の 7 ページの遺産課税方式の変更もそうなんですけれども、これを遺産取得課税方式に変えるわけですね。これは素人目で見ると、相続する前にかけても、分けてからかけても規模は一緒になるのではないかと思いがちなんですけれども、実際は、歳入確保とは言わないけれども、課税強化、公平性の観点からという意味では税の理論とも言えるかもしれないけれども、実際に何を狙っているのかということをもう少しわかるようにしていただくと、こそっと感がなくなるんです。

○古本財務大臣政務官

恐縮です、小川政務官、しゃべっていいですか。これは、もう一度行きますけれども、1 ページをごらんいただきたいと思います。平成 5 年で約 2 兆 9,000 億資産税入っておりました。そのときのブラケットをごらんいただきたいと思うんですけれども、4 ページでございます。これは昭和 63 年当時のブラケットで見てまいりますと、大体 14 段階あります。ブラケットの数だけ面積が広がりますので、当然に相続税を払う人が多かったんだろうと思います。最高税率が 75% でした。そのときの基礎控除が、2,000 万円プラス 400 万かける法定相続人数分でございます。いわゆる基礎控除 3,200 万です。

現在はどうかというと、平成 6 年度改正の枠がベースに残っておりまして、15 年度改正を加えて、現在ブラケット 6 段階というところまで下がってきております。基礎控除については、5,000 万プラス 1,000 万かける法定相続人ということで、基礎控除 8,000 万ということでございます。

こういった状況で、今、世の中で何が起きているかというと、2 ページでございます。バブル期のピークの平成 3 年の時点でありまして、これは三大都市圏、商業地域の、いわゆる地価の指数表示をしています。58 年を 100 と置いていますから、60 年を 100 と置くべきだとか、若干、御議論の余地はあると思いますけれども、この時点を 336、58 年を 100 と置いて、336 の指数でした。これが地価のピークです。同じく三大圏の住宅地も同様に、指数 262 の高さでした。商業地の方が若干高かったということだと思います。

このことが、その後のバブルの崩壊とともに、地価が下落基調で、更に底割れをし、地価下落が歯止めが効かないという状況の中で、21年の地価でございませけれども、336指数、336に対し、現在78まで落ちております。

このときに、基礎控除の線を置いていますけれども、黒の実線の水平に引いているものです。これがまさに当時の基礎控除が足りなかったということで、ずっと累次にわたり、地価の高騰に合わせて上げてきた背景がございませ。

こういう状況の中で、小規模宅地に関して課題提起いたしましたのは、住んでいる、住んでいない、あるいは事業承継している、していないという要件は当てはめましたものの、都市部を中心とした地価が高騰した方々にとっては、まさに物納したわけです。お金での納税ができなかったという方々もあったときに、まさに控除の拡充によって随分と助かってきたというのが有効に機能したのが、恐らくこのチャートで見ると限りは平成7年、8年くらいまでなんだったんだらうと思います。ぎりぎりです。それで、現在の地価が、ほぼ下に張りついている状況の中で、結果として都市部の土地を持っておられる方々については、その節税の効果ということなんですけれども、今日のチャートには入ってなくて恐縮なんですけれども、大変な資産税の減税の効果に、今あるということです。

そういう中でこういう小規模宅地の話についてどうしようかということをおの場でずっと議論してきた中で、本当は倒したいんですよ、倒したいというのは、この資産の格差の二極化が進む中で、持てる人が更に富むということもある中で、どういう所得の再分配、資産の再分配、二極化、硬直化、固定化、これをどう解決していくかという議論のときに、少しこれに着目をして、この場で累次にわたって議論をしてまいったという経緯がございませ。キーワードは地価だと思ひませ。

○峰崎財務副大臣

資産課税の問題で、地方税は、固定資産税を本来は1つ項目として起こして議論をしても、私はよかったんではないかと思ひております。固定資産税の評価の問題だとか、減免の問題については随分地方税ではやっていますが、そういう面でもやや資産課税に対する今回の切り込みはやや弱かったかなと思ひておりますので、その点はまた引き続いて次年度の課題になるかなと思ひております。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

地価の問題ということはよくわかります。しかし、小規模宅地等を含めた資産課税の件を、これだけ論ずるならば、私は税調の冒頭に問題提起をさせていただきましたけれども、宗教法人への課税についてはどうか。一般国民から見れば、ましてやこういう小規模の事業者から見れば、やはり少し公平感に欠けるのではないだらうかと。日本古来の神社仏閣は別として、新興宗教的なものの立派な建物1つに資産を構えて持っている人たちの、こういうところに対する課税というのは一体どういうふうにな

るんだらうということは、一般国民からすれば大変大きな関心事というか、不満というか、そういうものもあると思うんです。ですから、そこに手を一切付けないで、こういうところに手を付けていくということが、果たして公平なのか。私はこの税調の冒頭に問題提供させていただきましたが、宗教法人というのは、別に日本古来の神社仏閣ということではなくて、やはり1つの宗教法人のガイドラインをつくって、そこに資産課税ということを検討する価値はあるんじゃないかと思うので、改めて問題提起をさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それらの課題も冒頭提起のあったことは、よく存じております。また、次年度に向けた課題になるのか、要するに、公益法人の問題だとか、恐らく納税環境その他、これからまた議論を継続していいかなければいけないポイントになると思います。寄附金税制とか、そういったものを含めて、また検討を進めていけるように、課題を整理しておきたいと思います。

階さん、何かございますか。

○階総務大臣政務官

言っておきたいのは、昨日古本さんが非常に熱心なお話をされて、オーナー給与問題について、結局、今は比較的豊かな人に減税をするよりは、貧しい人にお金を配分するんだと、そういう視点というのは、非常に私も共鳴するんですけども、そうであれば、今の資産のところとか、あるいは宗教法人のところとか、そういう幅広く、富の不平等というか、格差が生じているところにメスを入れていかなければ、いけなかったのではないかと、昨日、ようやくそういうお話が出たんですが、もっと先の段階で昨日の古本政務官のような話が出ていれば、もっと違う議論になったのではないかと、今日はこういうことを申し上げました。

○峰崎財務副大臣

それらの課題を含めて、また不十分な点があったかなと思います。

私の方から課税当局にお聞きしたいんですが、物納の割合というのは最近が増えていくんですか。

○佐藤財務省審議官

すぐ調べますので、ちょっとお待ちください。

○峰崎財務副大臣

相続税のときに厄介なのは、現金を持たないで、持っているのは土地ですよ、住宅ですよ。それを払おうとしたときに現金化できないから、それを売ってしまうという問題があるので、物納状況はどんな状況になっているか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

階政務官からの話でありましたけれども、今日は要望のない項目という資料も入っていますね。これを見ていただくと、補足資料5に書いてあるチャートのイメージのことを先ほど申し上げたんですけれども、要望のない項目なんですけれども、検討してはいかがでしょうかということ提起したんですけれども、実は月曜日にやったんです。

○階総務大臣政務官

それは全部知っていますけれども、そこだけではなくて、全体的に資産税に切り込むべきではなかったのか。

○古本財務大臣政務官

要するに、ここだけをなぜ取り上げているんだという御指摘ですね。

○階総務大臣政務官

ここだけでなくもあるではないかということです。

○増子経済産業副大臣

小川政務官にも少し宗教法人に対する見解が何かあれば。

○峰崎財務副大臣

固定資産税の非課税措置ですか。

○小川総務大臣政務官

わざわざの御指名でございますか。

○増子経済産業副大臣

昨日もすばらしいお話をされたから、今の私とか階政務官の話に対して、何か見解があれば。

○小川総務大臣政務官

それはしっかり議論すべきでしょう。

ついでにいただいたマイクで恐縮ですが、増子副大臣、さっきの御要望は、全体との調和を見て引き取らせていただきますので、検討項目で上げておいてくれというお話は。

○増子経済産業副大臣

さっきの話ですか。それはだめだよ。すり替えちゃだめだよ。

○小川総務大臣政務官

いや、わざわざ御指名をいただいたので。

○峰崎財務副大臣

やや政治的な判断もあって、宗教法人問題についてはなかなか今回取り上げられませんでした。しかし、取り上げた方がいいという声は結構私の耳に入っておりますので、これを取り上げる時は結論を出さなければいけませんので、そういう意味でしっかりと議論できる土壌をつくりながら是非これからも進めていく課題の中に置いておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○佐藤財務省審議官

データだけ、物納の件数でございますが、最近では地価が一番高騰した後、平成6年度に1万6,000件という数字でございますが、その後、地価の下落とともに、ずっと減ってまいりまして、足元平成19年度では380件ぐらいということでございます。地価と遅れた形で件数が上がり、下がるという形になっている数字でございます。

以上、データでございます。

○増子経済産業副大臣

金額はわかりますか。

○佐藤財務省審議官

金額ベースで申し上げますと、平成6年度の段階では1兆5,000億ぐらいの金額でございますが、足元19年度では230億ぐらいということでございます。

○峰崎財務副大臣

相続税に関しては、厄介なのは、確か連帯して、要するに分割してやるんだけど、自分が一人占めにして、後でこれが払えなくなったときに、それぞれ兄貴なら兄貴に全部やってしまったときに、それが全部1人に被ってしまうという、相続税が払えなくなったときに相続を本当はしていなかった人にも実は被ってしまうという問題がありませんでしたか。

○佐藤財務省審議官

連帯納付という形になるものですから、そういうことが起こり得ると思います。

○峰崎財務副大臣

その連帯納付というのは、本当にこれでいいのかという指摘をよく受けるので、そこら辺は是非また。

○佐藤財務省審議官

いろいろと各界から要望はあるというふうに聞いてございますが、1つの問題ということで認識してございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、どうでしょう。時間の関係もありますので、ややいろんなところに分散したきらいがありますが、納税環境整備の方に移っていきたいと思います。

古本、小川、両政務官、納税環境整備について御指摘をください。

○古本財務大臣政務官

納税環境整備でございます。資料を1枚めくっていただきまして、まとめてございます。こちらにつきましては、税・社会保障共通番号制度を始めとする幾つかの課題がございます。23年度改正に向けて、政府税調の場合に、来年以降PTを設けてはどうかという提案でございます。これは大変大きなテーマになると思います。政権期間中の導入ということでありまして、どのような番号を利用するか、あるいは細部にわ

たり当然に国家戦略室も絡めた議論になると思っております。

更に、本来、社会保障を充実させるために、この番号があるべきでありまして、総理からもそういう御趣旨での諮問をいただいております。その意味で、厚労省を始め、省庁横断的な検討を行わなければなりません。こうした議論と並行して、当税調の中にもP Tを構えてまいりたいという提案でございます。

更に、納税者の利便性向上という観点、更には行政効率化ということで、現在、税務上、住民票の写しの添付省略を図るということで、住基ネット情報を利用可能とする措置を検討してはどうかという提案でございます。現在住民票は、1年以内に2回転居すると、その前にさかのぼるといのはなかなか大変だという作業がございます。併せて、もう既に税務データ以外のところでは、年金、医療を始め、この住基ネットのプラットフォームは活用しているという事実等々を考えながら、是非検討させていただきたいという提案でございます。

更に、納税者権利憲章、こちらは仮称でございますけれども、更正の請求期間の見直し、更には不服申立制度の見直し等について、併せて納税環境整備に係るP Tにおいて、実務的な検証も行ってまいりたいということでございます。

なお、具体の22年度改正ということでありますけれども、課税の公平を確保するという観点から、脱税事案の罰則の強化ということで、法定刑の引き上げ、これは法務当局と詰めておりますけれども、行ってまいりたいということでございます。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。租税罰則の見直しということで記載がございます。現在、脱税犯であるならば、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金ということになっております。現在、詐欺罪との類似性等々も考えながら、脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げてはどうか。脱税犯に係る罰金刑の上限を、直接税及び消費税については1,000万に引き上げてはどうかということでございます。

併せて紹介しておきますと、単純無申告罪ということがございます。これは申告をしないで税を免れるということでありまして、申告をしないということを故意を持って申告をしないという類型がありまして、そのことについては、今は存在しない犯罪類型になりますので、新たに無申告脱税犯という名称にするかどうか、今、考えていますけれども、これを創設するというところであります。

いろいろな金融の取引ですとか、過般も著名な方での事案があったと思っておりますけれども、この創設に向けて協議を進めさせていただきたいこと等々でございます。

環境整備については、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税は3点でございます。資料をごらんいただきまして、1ページ目の(1)で

ございますが、かつて年金と給与と両方の所得がある方に関しては、住民税の特別徴収は給与から行っておりました。ところが、年金からの天引き、特別徴収が今年度から開始をいたしました。そこで年金に合わせたわけですけれども、システム上 65 歳以上の方しか引き落としができない。結果として、60 歳から 65 歳の年金受給者については、自ら窓口へ出かけて納税するという手間が発生しております。

そこで、御本人の意思で窓口へ行かれる方は窓口で納税する。給与からの天引きの方が便利な方はそれを選択していただく、そのための技術的な改正を行わせていただきたい。これが（1）でございます。

（2）は、先ごろ一部の市町村におきまして、現実の売り渡し本数とかけ離れたたばこの売上げが申告をされ、結果として、厳密に言うところでは現在の状況では違法ではないのですが、非常に不正な形での納税が行われ、更にそれに対して報償金を払っていたという事例がございました。

そこで一つには、この報償金を払うことを禁止すると同時に、全国平均からかけ離れて納税されたたばこ税は、市町村には渡さずに県に渡すという基準を引き下げたいと思っております。こうした不正申告に対する対処でございます。

最後に3つ目は、法人税の更正の決定が行われた場合に、当然、法人住民税も減額修正するわけですが、その起算日が先に修正をされた法人税に合わせなさい、還付加算金を支払う場合の起算日は先に更正決定された法人税に合わせなさいという最高裁の判決が出ましたので、これに合わせた技術的な改正をさせていただきたいということが3つ目でございます。

2つ目の○は、納税に関する事務の簡素化、効率化の観点から、住基ネットを使用するという議論はございますが、これは簡単な話ではございませんので、来年度以降に改めて議論させていただきたいということで提起だけさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、納税環境問題、大変重要なところですが、文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

最近の経済情勢なものですから、特に問題になったと思うんですけれども、地方税が1年遅れで計算されて、もうクビになっているのに去年のものがくるという問題がありましたね。これに対する対応を考えていただきたい。本当は今年ぐらいで解決ができればいいんですけども、なかなか難しいところもあると思うので、課題として入れておいていただきたいと思います。

○小川総務大臣政務官

これは積年の課題でございますが、私どももこれは非常に大きな課題として認識しております。1つ国税と違いますのは、課税主体が1,800にまたがるということで、今、所得税のように源泉徴収、仮徴収をして、年末調整なり申告をさせる手続きを各

市町村ができるか。

○中川文部科学副大臣

時間を短縮するために。例えば何年までにこれは解消しますという目標をつくるだけでもいいと思います。

○小川総務大臣政務官

わかりました。それから言いますと、申告納税に切り替わったとき、原則が源泉徴収ではなくて申告納税に切り替わったときには必ずやれると思います。

○中川文部科学副大臣

そういう話ではなくて、もっと解決の方法を、こちらが考えないで向こうに知恵を出させるんです。それで何年までにやると言い切ってしまうんです。そこから始まるんです。

○小川総務大臣政務官

ですから、そこは先ほど申し上げたことをもう一つ御理解いただきたいんですが、全国の市町村が仮徴収と年末調整の手続きをやるように仕向けるか、それにしてもたくさん社員の雇っている企業の側からすると、一体この社員はどこに住んでいるのか全部確認してやらなければいけないことになる。

○中川文部科学副大臣

我々で考えたって限界があるから、もうとにかくいろんな知恵を集めて、やるという意思を政治で決めたらいいですよ。

○小川総務大臣政務官

ですから、それをやるならとにかく申告納税に切り替えるのが一番だと、それは一刻も早くやるべきだと思います。今のように源泉徴収前提になった天引き型の徴収ではなくて。

○中川文部科学副大臣

そこは、それこそ政治的に議論のあるところで。

○峰崎財務副大臣

おっしゃっているのは政治的な意思をリーダーシップで5年なら5年先に導入するべく、言ってみれば、現年課税に切り替えられるように方針を出せと、その場合には、テクニカルな問題で言えば申告納税にしていけば早いということですね。

申告納税に関して言えば、我が方は全部申告納税に切り替えようと。

○小川総務大臣政務官

そうなると、納税者番号はどうなるのかという本質的な議論になるので、それは急ぐべきだと思います。そちらの方が先だと。

○峰崎財務副大臣

そちらが非常に重要だと。

○大塚内閣府副大臣

非常にいい議論なので、口を挟ませていただきたいと思ったんですけども、申告納税に変えるときにチャンスだということはわかりますが、中川先生がおっしゃったことも大変重要なことで、ここにいらっしゃるバックベンチの方はみんな自覚症状があると思うんですが、私の古巣も含めて、霞が関の皆さんというのはできない理由を考える天才ですから、だから、どうやったらその政治課題を解決できるか、申告納税に変わるタイミングというのは、選択肢の1つなんです。もしそれしかないということならそうなんだけれども、ほかにも選択肢があるでしょうと。だから、政治的意思があって、その意思、課題に対して、いや、それは今の現行税制を前提にするとできませんという、できない理由を考えることは非常に簡単なんですけれども、いろんな問題、例えば積年の課題とおっしゃったけれども、積年放置されていたわけです。だから、どうやったらその課題を解決できるのかということを考える政権でなければ、今までと税制改革のスピードはあまり変わっていきませんから、そのことは、今、中川さんは大変重要な問題提起をされたと思いますので、是非官僚の非常に細部をよく御存じの皆さんに御協力いただいて、どうやったらその課題を解決できるかという議論をここでやっていかないと、余り今までとペースが変わらないということだけ一言言わせていただきます。

○小川総務大臣政務官

ですから、それは確かにそうなんですけれども、それをおっしゃるなら申告納税に切り替えることに本気になるべきだと。それをやるべきだと申し上げているんです。そちらの方が最も本質的で、最も前段だと申し上げているわけです。

○峰崎財務副大臣

指摘された点も含めて、納税環境問題の中に1つ重要な課題として、来年のプロジェクトチームの中で議論すべき課題の1つに入れたらいいのではないかと思いますので、そういうことで、1年以内に今のような議論も含めて、どういう形になるか、それだったらいつから導入できるか。これは国会議員は辞めた途端翌年にがばっと来ますので、高額所得者にとってもこれは非常に深刻な問題であることは間違いありません。

とにかく今の現年課税は、先ほど企画委員会の4名で深刻に議論いたしまして、問題意識を持っております。

階さん、どうぞ。

○階総務大臣政務官

さっき租税罰則の見直しの話がありましたけれども、新しく無申告脱税犯、脱税犯の故意を持って申告を行わず、脱税の結果を発生させた罪を新設する。刑罰を新たに設けるという話で、かなり構成要件的には納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れたということで、運用の仕方によっては処罰範囲がかなり広いような気がして、弁護士の的には少し気になるんですけども、これを設けた趣旨を教

えていただけますか。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本さん、お願いします。

○古本財務大臣政務官

御案内だと思うんですけども、最近多い事案の中に、幾つかもうニュースでも出ていると思うんですけども、例えばFX取引等々で、相当に得た利益を、株取引でもそうですね。口座をつくらなければ申告しなくても補足し切れるかという議論があります。これは共有していただけたらと思います。

また、申告しなければいいという意識が、心の中の世界も若干ありますね、意思があったか、なかったか。そういうところも含めて、御懸念のところはあるんだろうと思いますけれども、あまりに単純無申告罪という現在の類型が、ただ申告しなかったというだけで1年以下の懲役か20万以下の罰金なんです。それはもう明らかにしななければいけないから、申告しなければいけないから、証券を取引しても、キャッシュアウトして利益が出たとしても、申告しなければいいからと言われ、意思を持って申告してない人も、気づかずに申告しなかった人も一緒にいいんだろうかということで、資料は付けませんでしたけれども、随分事案があるみたいです。新聞にも大分出ています。

そういう中で、世論の、これは「言わないもん得」も変ではないかという御意見もある中で、この類型を設けたいというのが背景です。

犯罪の成立要件ということになりますと、おそらく何をもって故意だったかどうかは多分難しいと思うんです。心の中はわかりませんが、でも少なくとも、これは出さないということによって、そこは事実として脱税ができるという意図を持っていたかどうかは、これは当然に法定要件をつくっていく上で議論になるんだろうと思います。

○階総務大臣政務官

括弧書きの納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れたという構成要件になるとはまだ決まってないということですか。

○古本財務大臣政務官

大筋はこの方向だと思っています。

○階総務大臣政務官

その場合、悪質なものを処罰したいという趣旨はわかるんですけども、単純にうっかりで申告しなかったという人も、単に法定申告期限を徒過したということだけで故意が推認されかねないので、ここは注意しないといけないという感じがします。

○古本財務大臣政務官

いい御指摘をいただいておりますので、研究します。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

罰則の見直し、大変重いと思うんです。今、古本政務官が心の中は別としていろんなことがあるだろうという話があったんですが、問題は罰則を判断する、これは司法の問題にも関わるんですが、裁判官がこういう問題や経済事件や、あるいは違う事件まで、ありとあらゆるものを1人の裁判官が扱うケースです。経済犯専門だとかということはないです。ですから、1人で何でもやっているときに、こういった事案とか、経済犯ということがちゃんとできるような、これは直接この税調とは関係ないかもしれませんが、そこの司法のところまできちっと整理していかないと、これは重いですから、間違った判断をされることも往々にしてあるということがありますので、そこも税調としては注意しながら、この問題には取り組んでいただきたいと思います。取り締まり体制を含めて、そこを是非お願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

多分、金融関係の犯罪対策が最近強化されてきて、それに横並びになっているわけですね。もともと日本の経済犯罪というのは非常に甘くて、やり得になっているのではないかという批判を受けてきた時代もありまして、だんだん金融庁はその都度上げてきて、やや税のところあまりやってこなかったという経緯があるように思いますので、そういう意味で、今おっしゃられた点も含めて司法の在り方、多分、国税不服審判所の在り方とか、そういうところも全部絡んできますので、これは是非検討していきたいと思います。

そのほかございますか。

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

歳入庁構想は、どこで、いつからやるんですか。

○峰崎財務副大臣

これは、私からお答えしますが、先ほどの納税者番号のところ、これは納税だけではなくて、我々は国民安心番号、生活安心番号ということで、社会保障給付と一体にやっていくということで、これがある意味で最終的に社会保障の給付及び徴収、それから今の納税、こういったものをセットでやっていきますので、これはプロジェクトチームの中で1つ大きなテーマだと思います。

○中川文部科学副大臣

それでは、ここに書いておかなければいけない。

○峰崎財務副大臣

それは、納税環境整備のところ、これはどこに書くんですか。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

当然マニフェストの事項でありますので、大綱の中できちんと書いていこうと思います。

○大塚内閣府副大臣

住基ネット活用の課題なんですけれども、これは古本さんの方の説明資料の4ページに、年間の例えば税務署における住民票の写しの利用件数が80万件とか40万件とか書いてありますね、実際、住基ネットがどのくらい利用されているかというのはよくわからなくて、私自身使ったこともない。

住基ネットはつくる时候にもう御議論になりましたけれども、巨大なシステムコストがかかり、これはやがて更新期がくるとまた大変なコストがかかるわけですね。もし住基ネットを利用する方向で議論するならば、現状の精査をしっかりと、またそれこそ社保庁のシステムのように伏魔殿になっていかないように、よく実態をフォローした上で、利活用の議論に入っていくべきだと思います。

○古本財務大臣政務官

住基ネット自体は自治体のイントラと個々に結んでいくというよりも、インターフェースのシステム構築に最初はお金がかかったというふうに聞いておりますけれども、初期投資で大体400億円ぐらいかかったというふうに聞いております。これは既存の住基システムの改修コスト、更にはソフトウェアの開発等々です。イニシャルはそういうことです。

ランニングでは、大体1年で、平均すると、150～160億円ぐらいかかっているということですので、これだけのプラットフォームを使わない手はないだろうし、きちんと活用していくべきなんだろうし、ランニングも含めて、本当に適切なんだろうかという御指摘はきちんとみんなでやっていくんだらうと思います。

○大塚内閣府副大臣

そういう情報を是非フォローしてほしいんですが、このシステムの詳細は全く記憶からなくなっているんですが、当時は若干聞いていたんですけれども、おそらく専用回線を持ってやっているのではないかという気もするんですが、例えば年金の記録などでも厚生労働省はもはやインターネットでやっているわけですね。つくり方によっては、当然セキュリティーにどれだけかけられるかによりますけれども、今のシステムを使うよりも、全く違う形で、低コストで、ランニングコストについてもそんなにかからない形ができるかもしれないということが直感的に思いますので、あまり今のものを前提にした議論にならないように、まずはその辺の議論もさせていただきたいと思います。

○渡辺総務副大臣

実は、住基ネットについては、過去何回も民主党は廃止、凍結、いろんな形で法律を出してきているんです。平成15年の選挙のときを最後にマニフェストから消えるわ

けですけれども、実際この住基ネットについてのけじめを付けないといけない。今まであれだけ言っておいて、ここへ来て結局民主党は住基ネットをどうするんだということについては、少しうやむやにしてきているものですから、これは所管が総務省なんですけれども、これは1回どこかでけじめを付けないといけないと思います。実際どういうふうになっているのか、我々も、かつてはさんざんやったけれども、やはり記憶から消えているところがあるので、御指摘はもつともだと思います。

○田島環境副大臣

この租特の罰則の中の単純無申告罪に関係する部分でもあるんですけれども、今は無法地帯のような状況で行われているインターネット上の市場における課税の状態、マーケット自体が非常に大きくなりつつあるんですけれども、例えば個人がインターネットのオークション等々で売買をした場合、その売買で得た利益に対しては、当然課税をされるわけであり、勿論それは申告されなければ、今、御提案されている単純無申告罪に問われるべきことになってくるわけですね。

しかしながら、今や非常に年齢層も低下をしていて、そういった知識等々も得ていない若い世代等々が、そこまで果たして理解をして、また今あれだけ広がってきているネットの市場、マーケットをどこまでチェックしていけるのかという問題点も当然出てくるんだろうと思います。

実はネット上のマーケットは、もう納税云々だけではなくて、いろんなトラブルが起こってきているわけですから、ここは税制の在り方の見直しも含めて、納税環境全体の大きな1つのテーマとして、今後、検討していかなければならないと思っております。

是非その点についてもこの協議いただければと思います。

○峰崎財務副大臣

かつて民主党の税調時代に、それらの点について議論した経過もございます。これは本当に国際的なインターネットの売買をどう捕捉するかという問題もありますので、これは一つ大きい課題で納税環境問題の中に入れて、議論していきたいと思っております。

私の方から1点。いわゆる滞納に対する延滞税、14.6%ということなんですけれども、これは、銀行被害を受けた人たちがお金を借りて返さなければいけないときに、この14.6%の影響で、ずっと延ばされて、いわゆるサービサーだとか、そういうところで、この14.6%がもろに効いて、大変ひどい目に遭っているという被害をよく聞きます。

多分、この延滞税というものは、いわゆる税に対するものだけではなくて、そういう全般的にこの14.6%が使われているのではないかと思うんですが、これは今の金利体系の中で言うと、ちょっと表現はよくないんですが、やや高利貸しに近いようなレベルになってくるんですね。犯罪だとか虚偽だとか、そういうことに対する重加算税というのはよくわかるんですが、単純な滞納に対する行政罰としての延滞税というも

のは、何とかこれは考えられないものかと思うんですけれども、この辺り税務当局何かありますか。

○佐藤財務省審議官

事実関係として申し上げますが、今、延滞税は 14.6%かかっています。これは民間の延滞損害金との関係で 14.6 という数字になってございます。そこを、国の場合に極度に低くしますと、それは返すときに民間中心になってしまう。その一定のバランスが当然要るだろうということだと思えます。

ただ、実際に延滞する方の実情に応じて、すべて 14.6 かと申し上げますと、そこは一定の事情がある場合、例えば病気であるとか、災害で非常に困っている場合には全額免除するとか、あるいは軽減の一定の理由がある場合には、それを 7.3%ないしは事情によりまして公定歩合プラス 4.0 というふうに下げる軽減的な措置も併せ持つておるといのが現状でございます。

○峰崎財務副大臣

民間にこれが適用されると、ひどい目に遭っている方々もたくさんおりますので、本体を直さないといけないのかなと思っておりますが、これらも含めてまた議論していきたいと思えます。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

あと、更正の請求期間の見直しも話題にしたんですけれども、これは資料の 6 ページを念のため委員の皆様にご覧いただきたいと思うんですけれども、現在この真ん中のボックスの表をごらんいただきたいと思えますが、納税者の立場で、更正の請求という、下段に書いてあることですが、これは法定申告期限から 1 年間ということになっておりまして、これはずっと税理士会を始め御指摘をいただいている部分なんですけれども、要は払い過ぎたので返してくださいということに、納税者側が気付いて請求するのは 1 年しかないんです。他方で、課税庁側は、取り損なったので適正な額で請求しますという増額更正は 3 年間できるわけですし、ここが平仄が合っていないということで、これは直ちに合わせるべきだという御指摘をいただいているんですが、今度は、何年では合わすんだという議論がありまして、例えばこの更正の請求を 3 年にしたとすると、今度は課税庁側が取り過ぎたので返しますという場合が 5 年なんです。一方、納税者側がもうちょっと払いますと、そういう指導を受けて払えば、追徴金加算を含めて少し考慮されるということで、自ら修正申告した場合は 5 年なんです。

ですから、それぞれがばらばらになっている中で、実は 3 年、5 年について延ばすにしても、あるいは 3 年でそろえるにしても、どれがいいかという議論が、そういう意味では申し出いただいた税理士会の中でも議論が整っていないという状況の中で、少し新しい P T の中で集中的に議論してこれをやっていってはどうかと思っております。これはすぐにでもできるだろうという御指摘を受けているんですけれども、実

は根深い議論がありまして、そういうリードタイムをいただけるとありがたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それもしっかりと議論していきたいと思います。ちょうど10分前になりました。大分頭もそろそろ疲れてきたころなので、今日は今までの滞納していた部分が一举に取り戻せて、次回は明日午後5時から、本日と同じ場所で開催したいと思います。

次回は主要事項のとりまとめに向けた審議の3回目ということで、個人所得課税、市民公益課税、たばこ税、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、地方環境税などについて議論を行いたいと考えております。

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

新聞報道で、たばこ税が、もう決まったとかということだとか、あるいは特定扶養控除などのポイントも、既に決まったというふうな話が昨日出ているんです。どういういきさつだったのでしょうか。勝手に漏れているんですか。

○峰崎財務副大臣

それぞれ、たばこ税の関係は漏れています。漏れているというか、うちの内部よりもあれは政府税調になっていませんので、あれは政府と書いてありましたから。

○中川文部科学副大臣

いや、税調と書いてありました。

○峰崎財務副大臣

それは別にして、まだ決まっていませんので、これはどこでも議論が続いておりますが、やや旧自民党の税調時代にはほとんど閣僚の方々は党税調に任せたらあまり議論されなかったという伝統があるんですが、我が方は内閣の中の税調になっていきますので、かなり自由に発言されるきらいがあるなということで、かなりいろんなところの発言が出ているように思います。

私は、やはり最終的に税制調査会というところが決定する場であると思うので、是非その点はいろんな新聞等の報道が出るかと思えますけれども、今日も記者さんたちがおられますが、我々としてはここで決まらない限り最終的に決まったものではないと理解をしていただく必要があると思っています。

どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

金融庁の今回皆さんに御協力いただいた法案の経緯で、マスコミの皆さんとの認識のギャップが出たので、経験上申し上げますと、政権交代までは何か役所の中から出たり、検討している人たちの個別の発言を個々に報道していくと、それがだんだん事実に近い近づいていくというようなアプローチを取っておられて、あそこにおられるマスコミの皆さんはどんどんいろんな発言を報道したんです。

ところが、政策会議でいろいろ説明をして、最終的に機関決定しない限りは、全部誤報になるということと言っても、最初のころはなかなか理解していただけなかったんですが、多分今のこの税調でも同じようなことが起きていて、やはり最終的にここで機関決定しないまでは誤報になる可能性がある情報を、まるで確報のように報道しているという現象だと思いますので、経験上一言言わせていただきました。

○峰崎財務副大臣

ということで、本日は終わりたいと思います。先ほど申し上げたとおりでございます。ありがとうございました。

それでは、記者会見に移っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。